

日本労働科学学会・研究プロジェクト「過労死等を防ぐための事業場並びに国家の取組：過労死等事業場のその後」(2021年～2023年)

研究参加者

○高橋正也(労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター, 研究代表), 原邦夫(産業医科大学産業保健学部), 赤津順一(日本予防医学協会), 高橋健(たかはし社会保険労務士事務所), 鳥居陽介(明治大学経営学部), 西山守(桜美林大学ビジネスマネジメント学群), 酒井一博(大原記念労働科学研究所)

提言

過労死等が発生した後に当該事業場では経営や働き方等についてどのような改善が有効かを示すために, ある過労自死事件(電通「高橋まつり」事件)を基に検証した本プロジェクト研究から, 次の提言を行う:

- ① 一般の労災と同様に, 過労死等についても, 被災労働者やその家族等の心情や意向に十分に配慮した上で, 事業場全体で共有する
(補足) 過労死等の事後措置として, 事件の内容や改善の取組をできるだけ「詳らかにする」ことが最重要である。被災労働者・当該事業場の中で, なにが起きたのか, これからどう修正するのかを事業場全体で真正面から見るのが改革の第一歩である。
- ② 過労死等が発生したら, 経営陣から一般社員まで全体で防止策を考案・実行・検証し, 短期的かつ中長期的に取り組む
(補足) 事後措置策をリストすることは難しくない。しかし, それをいかに着実に実行し, 再発防止につなげるかがカギである。
- ③ 心身の不調時には休んだり受診したりできるセーフティネットを確立し促進する
(補足) 働くことと休みことが同じ価値を持つことを認識しなければならない。
- ④ 労働時間の正確な報告を促すとともに, 長時間労働の現状(反復化や長期化など)を確認し改善を図るなど安全衛生委員会の活動を充実する
(補足) 長時間労働やハラスメント等を見て見ぬふりではなく, しかと捉え, 事業場として対応する必要がある。
- ⑤ 発注先や取引先からの無理な要求を適切に拒否する
(補足) 顧客満足度を高めるのは重要ではあるが, 心身の健康を乱してまで, また事業場内外のコンプライアンスを逸脱してまで尽力すべきか, 事業場の責任者が適切に判断する。
- ⑥ 働きがいやウェルビーイングなど働く価値・素晴らしさも追求する
(補足) 過重労働を減らすこととともに, 働くことの肯定的な意義(働きがい, ワーク・エンゲイジメント, 幸福感, ウェルビーイング等)を共有できる取組も求められる。

以上